

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第二百十五号

次の土地について農林大臣から保安林指定の解除予定の通知を受けたので森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十二年五月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

### 目 次

- ◇告示 保安林の解除予定  
土地の公用廃止
- ◇公告 収入証紙小売さばき人の氏名変更
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者

所 在 場 所	全 面 積	解除予定 積 面 (見込)	指 定 の 目 的、解 除 の 理 由	申 請 者
市郡一町村 大字一 字一 地 番	台帳一見込	町		
日野 溝口 岩立 榊水原 四ノ四	町 三五八	町 三五八	水源かん養 日本電信電話公社共済組合 宿舍建設用地とするため	広島市基町五 中国電気電信局長
同 同 同 同	五ノ二 一五五	一五五	〃	〃
同 同 同 同	一ノ六八 一〇七	一〇七	〃	〃

鳥取県告示第二百十六号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十三年五月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 米子市長砂町国道岡山松江線前田橋西側  
旧加茂川河川敷 六七坪六合

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第二百十七号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のように変更があつた。

昭和三十三年五月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号	氏名	小売さばき場所	変更年月日
二七五	旧鳥取県職員組合郡家保健所支部長 世良修三	八頭郡家町大字郡家中津尻六三四	昭和三十三年四月二日
二七五	新鳥取県職員組合郡家保健所支部長 小林伊三郎	"	"

公 告

昭和三十三年四月二十四日倉吉保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十三年五月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者	
受験番号	氏名
一 大膳 高治	農業用 一 藤田 常雄
二 名越 康博	二 川上 一郎
三 相良シズエ	三 山口 寧
四 滝川ラステ	四 入江 幸男
五 吉本三津子	五 沢田左久良
六 中尾 律子	六 中島 節夫
七 米田 桂子	七 長谷川千恵子
八 上田 雅之	九 岸本 静子
十 吾郷恵美子	十 森 嘉雄
十一 西村 照子	十一 河越 春光
十二 村下 栄	十二 福本 弘
十三 増田 敬子	十三 宮内 修
	十四 中本 之一
	十五 稻坂 正美

鳥取県鳥取市東町取 印刷所

発行日 火、金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可